

原議保存期間	1年(令和4年3月31日まで)
有効期間	二種(令和3年3月31日まで)

庁内各局部課長  
各附属機関の長  
各地方機関の長  
各都道府県警察の長  
殿

警察庁丁企画発第180号、丁給厚発第328号  
令和2年5月8日  
警察庁長官官房企画課長  
警察庁長官官房給与厚生課長

感染拡大を予防するための取組の再点検について（通達）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するための警察の取組については、これまでも、「新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止のための更なる取組について（通達）」（令和2年4月10日付け警察庁丙給厚発第10号ほか）をはじめ、警察活動の各般における留意事項が累次示達されてきたところであり、各都道府県警察においては、これらを受け、それぞれの実情を踏まえた具体的な取組が進められているところである。

先般、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態措置を実施すべき期間の延長等について（通達）」（令和2年5月4日付け警察庁丙備二発第24号ほか）において示されたとおり、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に係る緊急事態措置を実施すべき期間が延長されたところであるが、これに先立って政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が取りまとめた「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）においては、発症前2日の者や無症候の者からの感染拡大の可能性が指摘されていることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策には、自らを感染から守るだけでなく、自らが周囲に感染を拡大させないことが不可欠であるとして、感染拡大を予防するため長期にわたって取り入れていくべき「新しい生活様式」の実践例が示されるとともに、今後、感染の予防と社会経済活動の両立を図っていくため、業種ごとに異なるサービスの内容に応じたリスク評価とそのリスクに応じた対策を検討することの必要性が指摘されている。

警察業務は、その性質上、施設の内外で不特定又は多数の者と接する機会も多く、また、犯罪の取締りをはじめとして、人との接触を避けたり、対人距離を確保することが困難な場面も数多く想定される。今後、長期にわたって新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するための取組を継続していくに当たっては、警察活動のこうした特質を踏まえた上で、そのあらゆる場面について、使用される警察施設、車両、装備品、消耗品等を具体的に想定しつつ、警察職員と一般の方等との接触場面や動線を確認・点検し、

各場面ごとに想定されるリスクの評価を行った上で、そのリスクを解消し、又は少しでも低減するための対策を講じていく必要がある。

各位にあつては、前記「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）のほか、下記の着眼例も参考にしつつ、改めて各都道府県警察等における警察業務の状況を点検し、警察職員における感染拡大の予防はもとより、警察職員と接する一般の方等にも感染を拡大させないという観点も踏まえた業務の在り方を丁寧に検討し、創意工夫を凝らした具体的な取組を進められたい。

## 記

### （着眼例）

- テーブル、カウンター、椅子、タッチパネル、展示物、共用の筆記具等、警察施設等において不特定多数の者が触れる場所、物品等について、使用頻度に応じたこまめな消毒を行う。また、設置しておく必要性の低い物品については、撤去・移動する。
- 書類、筆記具等の受渡しや、物品の授受等が必要な場面においては、受渡し等の際にトレー等を活用する。また、受渡し等の前後における手指消毒を励行する。
- 執務室、会議室、休憩スペース、待合スペース等における座席の配置等を確認し、警察職員同士、来訪者同士で対人距離を確保できるよう座席の間隔を空けるなどして人が密集しないような配置とする。
- 窓口業務等において対面でのやり取りが必要な場面については、透明ビニールカーテン等により遮蔽物の設置や対人距離を確保するための措置を検討する。
- 執務室、会議室、休憩スペース、待合スペース等における換気の状況を確認し、常時又はこまめに換気を行う。施設の構造上、換気状況の改善に限界がある場合には、必要な機能の空気清浄機を設置するほか、施設の改装等により十分な換気が可能となるような措置も含めて検討する。
- 多数の者が集まる場合には、施設内への入場人数の制限や、行列を整理して間隔を広げるなどの措置を講じる。

### （添付資料）

別添：新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）（関係部分抜粋）

#### 4. 今後の行動変容に関する具体的な提言

##### （1）感染拡大を予防する新しい生活様式について

- 5月1日の提言では、感染の状況は地域において異なっているため、
  - ①感染の状況が厳しい地域では、新規感染者数が一定水準まで低減するまでは、医療崩壊を防ぎ、市民の生命を守るため、引き続き、基本的には、「徹底した行動変容の要請」が必要となる。
  - ②一方で、新規感染者数が限定的となり、対策の強度を一定程度緩められるようになった地域（以下「新規感染者数が限定的となった地域」という。）であっても、再度感染が拡大する可能性があり、長丁場に備え、感染拡大を予防する新しい生活様式に移行していく必要がある、と指摘した。
  
- これまでの提言でも、感染拡大を食い止めるために徹底した「行動変容」の重要性を訴え、手洗いや身体的距離確保といった基本的な感染対策の実施、「3つの密」を徹底的に避けること、「人との接触を8割減らす10のポイント」などの提案を重ねてきたところである。今回の提言では、5月1日の提言を踏まえ、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を具体的にイメージいただけるよう、今後、日常生活の中で取り入れていただきたい実践例を「別添」のとおり、整理した。
  
- 新型コロナウイルスの出現に伴い、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策をこれまで以上に取り入れた生活様式を実践していく必要がある。これは、従来の生活では考慮しなかったような場においても感染予防のために行うものである。
  
- 新型コロナウイルス感染症は、無症状や軽症の人であっても、他の人に感染を広げる例がある。新型コロナウイルス感染症対策には、自らを感染から守るだけでなく、自らが周囲に感染を拡大させないことが不可欠である。そのためには一人ひとりの心がけが何より重要である。具体的には、人と身体的距離をとることによる接触を減らすこと、マスクをすること、手洗いをすることが重要である。市民お一人おひとりが、日常生活の中で「新しい生活様式」を心がけていただくことで、新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種の感染症の拡大を防ぐことができ、ご自身のみならず、大事な家族や友人、隣人の命を守ることにつながるものと考えている。

(別添)







